

○芝浦工業大学教員教育・研究等業績評価規程

平成22年7月1日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、芝浦工業大学学則第1条の2、芝浦工業大学大学院学則第1条の2及び芝浦工業大学専門職大学院学則第2条に基づき、芝浦工業大学(以下「本学」という。)教員の教育・研究等業績評価(以下「教員業績評価」という。)に関する必要な事項を定めたものである。

(目的)

第2条 本学の教員業績評価は、各教員が自身の諸活動について自己点検評価を実施することで不断の改善へとつなげ、もって本学の教育、研究、社会貢献の諸活動のいっそうの発展を図ることを目的とする。

(評価対象者)

第3条 評価の対象となるのは、評価年度の4月1日に在職する本学専任教授、准教授、講師、助教とする。ただし、特別任用教員、シニア教員は除くものとする。

(評価項目)

第4条 教員業績評価は、各教員の「教育活動」、「研究活動」及び「大学運営・社会貢献活動」の三つの項目により行う。

(評価方法)

第5条 教員業績評価は、年度当初に自らが設定した目標が、年度末の時点でどの程度達成できたかを評価対象者自らが評価する自己点検評価方式によって行う。

2 対象となる教員は、年度当初に、大学の方針及び研究科、学部・学科の教育目標を踏まえて個人の達成目標と活動計画を策定する。それを指定の教育・研究等業績評価シート(目標計画書)に記述し、所属の学部長又は研究科長を経由して学長に提出する。

3 年度末には、本条第2項で記述した達成目標と活動計画に対する達成度合及び改善点を教育・研究等業績評価シート(自己評価書)に記述し、所属の学部長又は研究科長を経由して学長に提出する。

(評価結果の取り扱い)

第6条 学部長及び研究科長は、各教員の教育・研究業績等評価シート(目標計画書・自己評価書)を総覧し、必要に応じて助言を行う。

- 2 学長は当該年度の教員業績評価結果に対する全体講評を行うとともに、それを外部に公表する。
- 3 各教員の教育・研究業績等評価シートは非公開とする。ただし適正に教員業績評価が実施されたか否かについては、毎年公表するものとする。

(教育・研究等業績評価会議)

第7条 年度ごとの評価の総括、評価制度及び評価方法の見直し、その他教員業績評価の実施に関する必要な事項を審議するため、学長の下に教員教育・研究業績等評価会議(以下「教員業績評価会議」という。)を置く。

- 2 教員業績評価会議は、次の者をもって構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 研究科長
 - (4) 学部長
 - (5) 各学部長及び各研究科長が推薦し、学長が認めた者
 - (6) その他学長が必要と認めた者

(事務)

第8条 教員業績評価会議の事務は企画室が行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学協議会で審議し、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成22年7月1日より施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成23年4月1日より施行する。